東京学芸大学教員養成カリキュラム開発研究センター設置等に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように制定する。

平成12年3月31日

東京学芸大学長 岡本靖正

平成12年規則第1号

東京学芸大学教員養成カリキュラム開発研究センター設置等に伴う関係規則 の整備に関する規則

(東京学芸大学文書処理規則の一部改正)

第1条 東京学芸大学文書処理規則(昭和52年規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表中

г

海外子女教育センターに属するもの	東学芸海第	号
保健管理センターに属するもの	東学芸保第	号

」を

Γ

海外子女教育センターに属するもの	東学芸海第	号
教員養成カリキュラム開発研究センターに属するもの	東学芸教第	号
保健管理センターに属するもの	東学芸保第	号

」に

改める。

(東京学芸大学文書決裁規則の一部改正)

第2条 東京学芸大学文書決裁規則(昭和52年規則第10号)の一部を次のように改正する。

第2条中「意義」を「定義」に改め、同条第1号中「海外子女教育センター長」 の次に「,教員養成カリキュラム開発研究センター長」を加える。

(東京学芸大学文書保存規則の一部改正)

第3条 東京学芸大学文書保存規則(昭和52年規則第9号)の一部を次のように改正する。

第5条中「海外子女教育センター」の次に「,教員養成カリキュラム開発研究センター」を加える。

(東京学芸大学公印規則の一部改正)

第4条 東京学芸大学公印規則(昭和57年規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「海外子女教育センター」の次に「,教員養成カリキュラム開

別表中 г 附属世田谷中学校 25 当該地区の 当該附属学校の 附属小金井中学校 25 庶務事務担 附属大泉中学校 副校長 25 当者 附属竹早中学校 25 」を Γ 附属世田谷中学校 25 当該地区の 附属小金井中学校 25 当該附属学校の 庶務事務担 附属大泉中学校 当者 25 副校長 附属竹早中学校 25 当該地区の事務係長 」に, Г 海外子女教育セン 23 海外子女教育センタ 海外子女教育セ ンター事務係長 ター長 一長 学務課長 学務課総務係長 23 保健管理センター所長 」を Γ 海外子女教育セン 23 海外子女教育センタ 海外子女教育セ ター長 一長 ンター事務係長 23 教員養成カリキュラム開 教員養成カリキュラム開発 教員養成カリキュラ 発研究センター長 研究センター長 ム開発研究センター の庶務事務担当者 23 学務課長 学務課総務係長 保健管理センター所長 」に , г 23 附属世田谷中学校長 当該地区の 23 当該附属学校の 附属小金井中学校長 庶務事務担 副校長 23 附属大泉中学校長 当者 附属竹早中学校長 23 」を Г 当該地区の 23 附属世田谷中学校長 当該附属学校の 23 附属小金井中学校長 庶務事務担 23 副校長 当者 附属大泉中学校長 23 附属竹早中学校長 当該地区の事務係長 」に 改める。

(東京学芸大学勤務時間管理員に関する規則の一部改正)

第5条 東京学芸大学勤務時間管理員に関する規則(昭和49年規則第4号)の一部

発研究センター」を加える。

を次のように改正する。

別表中

Γ

海	外	子	女	教	育	セ	ン	タ	_	事		務		係		長
保	健	î	管	理	セ	ン	,	タ	_	学	務	課	総	務	係	長

」を

Γ

海	外	子	女	教	育	セ	ン	タ	_	事		務		係		景
教員	員養成	は力!	ノキ	ュラ	ム開	発研	究·	セン	ター	纑	与	事	務	担	当	者
保	健	읱	Ì	理	セ	ン		タ	_	学	務	課	総	務	係	油

」に,

Г

各	附寸	属	中	学	校	給上	事	務 担 当	
附寸	属	高	等	学	校	事	務	係	長

」を

Γ

附属	写竹 早中	学 校	を除	く各	附属中	学 校	給	与 事	務担当	当者
附	属	竹	早	中	学	校	地	区事	務 係	長
附寸	属	高		等	学	校	事	務	係	長

」に

改める。

(東京学芸大学職員健康安全管理規則の一部改正)

第6条 東京学芸大学職員健康安全管理規則(昭和51年規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1組織区分の欄中「海外子女教育センター」の次に「,教員養成カリキュラム開発研究センター」を加え,同表健康管理担当者の欄中「各附属小学校」の次に「,附属竹早中学校」を,「地区事務係長,」の次に「附属竹早中学校を除く」を加え,同表安全管理担当者の欄中「職員係長」を「専門職員」に改め,「各附属小学校」の次に「,附属竹早中学校」を,「地区事務係長,」の次に「附属竹早中学校を除く」を加える。

(東京学芸大学旅行命令権の復委任に関する規則の一部改正)

第7条 東京学芸大学旅行命令権の復委任に関する規則(昭和56年規則第15号)の 一部を次のように改正する。

第2条中「海外子女教育センター」の次に「,教員養成カリキュラム開発研究センター」を加える。

(東京学芸大学防火管理規則の一部改正)

第8条 東京学芸大学防火管理規則(昭和56年規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「附属環境教育実践施設」の次に「及び教員養成カリキュラム 開発研究センター」を加える。

(東京学芸大学公用車管理運行規則の一部改正)

第9条 東京学芸大学公用車管理運行規則(平成10年規則第2号)の一部を次のよ

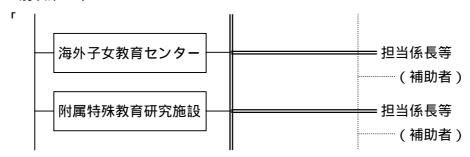
うに改正する。

第3条第1号中「海外子女教育センター」の次に「,教員養成カリキュラム開発研究センター」を加える。

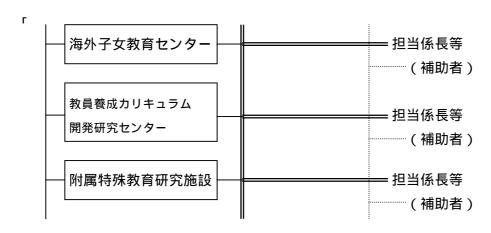
(東京学芸大学電気工作物保安規則の一部改正)

第10条 東京学芸大学電気工作物保安規則(平成2年規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1中



」を



」に

改める。

附 則

この規則は,平成12年4月1日から施行する。

東京学芸大学文書処理規則 新旧対照表(抄)

現 行		1	改 正
〔省略〕			〔省略〕
〔省略〕	〔省略〕		〔省略〕
海外子女教育センターに属するもの	東学芸海第	号	海外子女教育センターに属するもの 東学芸海第 号
保健管理センターに属するもの	東学芸保第	号	教員養成カリキュラム開発研究センターに属するもの 東学芸教第 号
〔省略〕	〔省略〕		保健管理センターに属するもの 東学芸保第 号
			〔省略〕
〔省略〕			〔省略〕
			<u>附 則</u> この規則は,平成12年4月1日から施行する。

東京学芸大学文書決裁規則 新旧対照表(抄)

	が見り、初日内は元代(リン)
現	改正
〔省略〕	〔省略〕
(定義) 第2条 この規則において,次の各号に掲げる用語の意義は,当該各号に定めるところによる。 (1) 部局の長 各部部長,附属学校部長,連合学校教育学研究科長,附属図書館長,各学部附属教育研究施設の長,留学生センター長,海外子女教育センター長,保健管理センター所長,有害廃棄物処理施設長,情報処理センター長,放射性同位元素総合実験施設長及び事務局長をいう。	(定義) 第2条 この規則において,次の各号に掲げる用語の意義は,当該各号に定めるところによる。 (1) 部局の長 各部部長,附属学校部長,連合学校教育学研究科長,附属図書館長,各学部附属教育研究施設の長,留学生センター長,海外子女教育センター長 <u>,教員養成カリキュラム開発研究センター長</u> ,保健管理センター所長,有害廃棄物処理施設長,情報処理センター長,放射性同位元素総合実験施設長及び事務局長をい
(2) 主管部長 事務局各部長及び附属図書館事務部長をいう。 (3) 主管課長 各課長 ,各室長及び各事務長をいう。	づ。 (2) 主管部長 事務局各部長及び附属図書館事務部長をいう。 (3) 主管課長 各課長 , 各室長及び各事務長をいう。
〔省略〕	〔省略〕
	<u>附 則</u> この規則は,平成12年4月1日から施行する。

東京学芸大学文書保存規則 新旧対照表(抄)

現	改正
〔省略〕	〔省略〕
第5条 前3条の規定は,附属図書館,各部,附属学校部,各学部附属教育研究施設,留学生センター,海外子女教育センター,保健管理センター,有害廃棄物処理施設,情報処理センター,放射性同位元素総合実験施設及び各附属学校の文書の保存に準用する。	第5条 前3条の規定は、附属図書館、各部、附属学校部、各学部附属教育研究施設、留学生センター、海外子女教育センター、教員養成カリキュラム開発研究センター、保健管理センター、有害廃棄物処理施設、情報処理センター、放射性同位元素総合実験施設及び各附属学校の文書の保存に準用する。
〔省略〕	〔省略〕
	<u>附 則</u> この規則は,平成12年4月1日から施行する。

現 行 改 正

[省略]

(用語の定義)

- 第2条 この規則において「部局」とは,事務局,各部,附属図書館,附属特殊教育研究施設,附属環境教育実践施設,附属教育実践総合センター,留学生センター,海外子女教育センター,保健管理センター,附属学校部,各附属学校,連合学校教育学研究科,有害廃棄物処理施設,情報処理センター及び放射性同位元素総合実験施設をいう。
- 2 この規則において「部局の長」とは、前項に規定する部局の長をいう。

[省略]

別表(第3条関係)

種類	寸ミメトル	公印管守責任者	公印管守担当者
〔省略〕			
附属世田谷中学校	25))
附属小金井中学校	25	当該附属学校の	〉 当該地区の庶務事務担当者
附属大泉中学校	25	副校長	
附属竹早中学校	25	J	J
〔省略〕			
海外子女教育センター長	23	海外子女教育センター長	海外子女教育センター事務係長
保健管理センター所長	23	学務課長	学務課総務係長
〔省略〕			
附属世田谷中学校長	23))
附属小金井中学校長	23	当該附属学校の) 当該地区の庶務事務担当者
附属大泉中学校長	23	■校長	
附属竹早中学校長	23	J	J
〔省略〕			

〔省略〕

〔省略〕

(用語の定義)

- 第2条 この規則において「部局」とは,事務局,各部,附属図書館,附属特殊教育研究施設,附属環境教育実践施設,附属教育実践総合センター,留学生センター,海外子女教育センター,教員養成カリキュラム開発研究センター,保健管理センター,附属学校部,各附属学校,連合学校教育学研究科,有害廃棄物処理施設,情報処理センター及び放射性同位元素総合実験施設をいう。
- 2 この規則において「部局の長」とは,前項に規定する部局の長をいう。

[省略]

別表(第3条関係)

かれく (オロ ン ハバボルか /			
種類	寸ミメトル	公印管守責任者	公印管守担当者
〔省略〕			
附属世田谷中学校 附属小金井中学校 附属大泉中学校	25 25 25	> 当該附属学校の 副校長	当該地区の庶務事務担当者
附属竹早中学校	25	J	当該地区の事務係長
〔省略〕			
海外子女教育センター長	23	海外子女教育センター長	海外子女教育センター事務係長
教員養成カリキュラム開	23	教員養成カリキュラム開	教員養成カリキュラム開発研究セ
発研究センター長		発研究センター長	ンターの庶務事務担当者
保健管理センター所長	23	学務課長	学務課総務係長
〔省略〕			
附属世田谷中学校長	23))
附属小金井中学校長	23	当該附属学校の	と 当該地区の庶務事務担当者
附属大泉中学校長	23	副校長	J
附属竹早中学校長	23	J	当該地区の事務係長
〔省略〕			

[省略]

<u>附 則</u>

この規則は,平成12年4月1日から施行する。

東京学芸大学勤務時間管理員に関する規則 新旧対照表(抄)

					現				行	Ţ										约	ζ			Ī	E				
	〔雀	略〕														(省略〕												
別表															別表														
組	i	織	Ó	D	単		位	勤務	時間	管理員	とし	て指名	され	,る者	組		織	0	D	単	<u> </u>	位	勤務	納制	管理員	とし	て指	名され	る者
	ĺί	省略 〕															〔省略)											
海	外日	子女	教	育	セン	, タ	_	事		務		係		長	海	外	子女	、教	育	セ	ン タ	7 —	事		務		係		長
保	健	管	理	セ	ン	タ	_	学	務	課	総	務	係	長	<u>教</u> 員	養质	ガカリ=	トュラ	ム開	発研:	究セン	<u> ター</u>	給	与	事	務	担	当	者
	ĺί	省略 〕													保	健	管	理	セ	ン	タ	_	学	務	課	総	務	係	長
各	附	t	属	小	Ē	学	校	地	X	事	Į.	務	係	長			〔省略)											
各	附	t	属	中	Ę	学	校	給	与	事	務	担	当	者	各		附	属	小		学	校	地	X	事		務	係	長
附	属	j	高	等	<u> 6</u>	学	校	事		務		係		長	附属	属竹.	早中学	校を	除く	各阶	属中	学校	給	与	事	務	担	当	者
	ĺí	省略 〕													<u>附</u>	厚	属 竹	<u> </u>	₽	中	学	校	地	X	事	Ī	務	係	長
															附		属	高	等		学	校	事		務		係		長
																	〔省略)											
										<u> </u>		<u> 則</u> 則は,	平成	12年	4月	1 日 <i>大</i>	ら施行												

東京学芸大学職員健康安全管理規則 新旧対照表(抄)

	玗	₹.		ŕ	Ţ								改	ל			I	E				
〔省略〕												〔省略〕										
別表第1											-	別表第1										
組織区分		健康管理担当者				安全管	全管理	理担当者	者		ŀ	組織区分 事務局		健康管理担当者					5	安全管理	理担当者	<u> </u>
新						職	職 員	係	長	長		等 75 月 (附属図書館,附属特 殊教育研究施設,附属						<u>専</u>	門	職	員	
教育実践総合センター ,留学生センター,海 外子女教育センター,		職員	. <i>1</i> :	系長	≣ .	管	財	係	長			教育実践総合センター ,留学生センター,海 外子女教育センター <u>,</u> 教員養成カリキュラム 開発研究センター,保 健管理センター及び情		中中	職 員	IZ	係 長		管	財	係	長
保健管理センター及び情報処理センターを含		報 男	. 1	fr tx		契約第	的 第	— 1	系 長					聉		13T T	ĬX.		契;	約第	一 係	長
む。)	(少				〔省略			係	長		報処理センターを含む。)	報処理センターを含む)	ķ.)					ķ.)	総	務	係	長
[省略] 附属学校部 (各附属学校を含む。)	[省略]	〔省略〕				〔省略〕		ļ	[省略]	省略	〔省略〕			省略		〔省略〕						
		総務	務係長		_	会 計	係	長	戛		附 属 学 校 部 (各附属学校を含む。)	3	総	務	係	係 長		会	計	係	長	
		各附属/属/属/ 属幼稚園 事務び校舎 校校舎は が が が の が の の の の の の の の の の の の の の	園舎 , 各 属高等 , 底系 属高等	は,地区 付属中学 等学校大 務事務担 等学校及		属幼科 事務保 泉校 泉校 ま者	惟ゑび舎,属園長附は附養園,属,属	校及び 舎各に 高所等等に 高 発表に で で	地区 属中学 校 基 務 投 校 投 授 校 投 授 校 投 授 校 投 授 校 人 長 校 校 人 長 校 人 る し る ら る ら く る ら く る と る と る と る と る と ら る と る と ら と ら る と ら と ら			(HIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIIII		早稚係をび舎、	属 <u>学</u> 園 , く属 , 属 学及は属附 各高庶高学 で の の の の の の の の の の の の の	び 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学	村属幼 本事校 学校 表 大 は な な な な な な な な な な な な る な な な な な る な れ る で れ る で れ る で れ る で れ る ら れ る い る れ の の れ の の の の の の の の の の の の の		早租係をび舎が	<u>学校</u> 舎附各高 所名 属 外名 高 庶高 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	校グ が、 が が が が は が に が に が に が に が に が に が に が に が に が に が に が に が に が に が に が に が に が に が に に に に に に に に に に に に に	属事学校泉当び 幼務校及校者附 のである
〔省略〕												〔省略〕										
												<u>附 則</u> この規則は , 平成12年4	1月	1日か	<u>ら施行</u>	<u>īする。</u>	<u> </u>					

東京学芸大学旅行命令権の復委任に関する規則 新旧対照表(抄)

果只子去人子肌们可令惟0月复安日	
現	改正
〔省略〕	〔省略〕
(復委任の範囲) 第2条 学長は,旅行命令権の一部を次表左欄に掲げる者に,それぞれ同表右欄に 掲げる権限を復委任するものとする。	(復委任の範囲) 第2条 学長は,旅行命令権の一部を次表左欄に掲げる者に,それぞれ同表右欄に 掲げる権限を復委任するものとする。
〔表省略〕	〔表省略〕
注 この表中「その他の部局」とは、附属図書館、各部、附属特殊教育研究施設、附属環境教育実践施設、附属教育実践総合センター、留学生センター、海外子女教育センター、保健管理センター、情報処理センター、附属学校部(各附属学校を含む。)及び連合学校教育学研究科をいう。	注 この表中「その他の部局」とは,附属図書館,各部,附属特殊教育研究施設,附属環境教育実践施設,附属教育実践総合センター,留学生センター,海外子女教育センター <u>,教員養成カリキュラム開発研究センター</u> ,保健管理センター,情報処理センター,附属学校部(各附属学校を含む。)及び連合学校教育学研究科をいう。
〔省略〕	〔省略〕
	<u>附 則</u> この規則は,平成12年4月1日から施行する。

行 現 改 正 [省略] [省略] (定義) (定義) 第2条 この規則において「部局」とは,事務局(留学生センター,保健管理セン 第2条 この規則において「部局」とは,事務局(留学生センター,保健管理セン ター及び有害廃棄物処理施設を含む。), 附属図書館, 各部(第三部にあつては, ター及び有害廃棄物処理施設を含む。),附属図書館,各部(第三部にあつては, 放射性同位元素総合実験施設を、第四部にあつては、附属環境教育実践施設を含 放射性同位元素総合実験施設を,第四部にあつては,附属環境教育実践施設及び む。), 附属学校部(海外子女教育センターを含む。), 附属特殊教育研究施設, 教員養成カリキュラム開発研究センターを含む。),附属学校部(海外子女教育 附属教育実践総合センター(情報処理センターを含む。)及び各附属学校をいう。 センターを含む。), 附属特殊教育研究施設, 附属教育実践総合センター(情報 処理センターを含む。) 及び各附属学校をいう。 2 この規則において「部局長」とは,前項の部局の長(附属高等学校大泉校舎及 2 この規則において「部局長」とは、前項の部局の長(附属高等学校大泉校舎及 び附属幼稚園竹早園舎にあつては主事)をいう。 び附属幼稚園竹早園舎にあつては主事)をいう。 3 この規則において「防火対象物」とは、土地以外の国有財産及びこれらに準ず 3 この規則において「防火対象物」とは、土地以外の国有財産及びこれらに準ず

[省略]

るものをいう。

[省略]

るものをいう。

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

行 現 改 正 [省略] [省略] (用語の定義) (用語の定義) 第3条 この規則における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。 第3条 この規則における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。 (1) 「部局等の長」とは,事務局及び附属図書館にあっては課長又は室長(有害 (1) 「部局等の長」とは,事務局及び附属図書館にあっては課長又は室長(有害 廃棄物処理施設は企画課に、保健管理センターは学務課に、留学生センターは 廃棄物処理施設は企画課に、保健管理センターは学務課に、留学生センターは 留学生課に含む。)を,各部,附属環境教育実践施設,放射性同位元素総合実 留学生課に含む。)を,各部,附属環境教育実践施設,放射性同位元素総合実 験施設,附属学校部,各附属学校にあっては事務長を,附属特殊教育研究施設 験施設,附属学校部,各附属学校にあっては事務長を,附属特殊教育研究施設 にあっては施設長を, 附属教育実践総合センター, 海外子女教育センター, 情 にあっては施設長を, 附属教育実践総合センター, 海外子女教育センター, 教 員養成カリキュラム開発研究センター,情報処理センターにあってはセンター 報処理センターにあってはセンター長をいう。 長をいう。 (2) 「自動車運転手」とは、本学において公用車の運転業務等を本務とする職員 (2) 「自動車運転手」とは、本学において公用車の運転業務等を本務とする職員 をいう。 をいう。 [省略] [省略]

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

東京学芸大学電気工作物保安規則 新旧対照表(抄)

